

定例会議会議録

開催日時	令和3年8月25日（水）午前10時15分～午後1時45分
開催場所	大会議室、特別会議室
区分	『全体会議』議題・要旨
【報告事項】	<p>1 第380回県議会（9月定例会）の開催日程等について</p> <p>総務部長から、「会期は、9月1日（水）から10月4日（月）までの34日間を見込んでいる。警察関係予算議案及び予算外議案は、今回なしとなる。また、警察関係の報告（専決処分）は、交通事故等に係る和解及び損害賠償の額の決定5件（職務中の過失により第三者に損害を与えた事故1件、交通事故4件）である。代表質問は、9月9日（木）、一般質問は、9月10日（金）及び14日（火）から16日（木）までの4日間で行われるほか、予算特別委員会総括質疑及び同分科会、文教警察委員会（常任委員会）、決算特別委員会総括質疑及び同分科会が開催される見込みである。閉会日については、10月4日（月）を見込んでいる。」旨の報告があった。</p> <p>2 改正ストーカー行為等の規制等に関する法律の全面施行について</p> <p>生活安全部長から、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）が改正され、本年6月15日に前段（相手方が現に所在する場所の付近における見張り等）が施行され、8月26日に後段（GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等）が施行し、全面施行となるもの。8月26日施行分の改正内容は、次のとおりである。</p> <p>(1) GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等</p> <p>ア 相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）の位置情報を取得する行為が新たに規制対象となる。</p> <p>イ 相手方の承諾なく、その所持する物に位置情報記録・送信装置（GPS機器等）を取り付ける等の行為が新たに規制対象となる。</p> <p>(2) 禁止命令等の方法に係る規定の整備</p> <p>禁止命令等について、住所及び居所が明らかでない場合には公示送達することが出来る。</p> <p>今後の方針として、県民に対する改正の更なる広報の周知、警察職員への継続した指導教養を行い、改正法の活用による予防・検挙活動の推進に努めていく。」旨の報告を行った。</p> <p>3 「夏の交通事故防止『七夕』運動」の実施結果について</p> <p>交通部長から、「夏の交通事故防止運動として、令和3年7月21日から8月20日までの一か月間、夏の時期に多発する車線逸脱事故の防止や飲酒運転の根絶等を取組重点とし、七夕（たなばた）運動を実施した。主な取組として、幹線道路等における速度違反取締りや、日中時間帯における飲酒運転の検問等の「見せる・見える」活動を強化するとともに、関係機関・団体等と協働した道の駅等における街頭キャンペーンの実施や地下鉄駅構内や大手スーパーにおいて、交通安全アドバイザーの呼びかけを活用した館内放送で広報を展開した。また、関係機関・団体と連携した通学路の安全点検を実施した。各警察署等における取組のうち、仙台七夕まつりでのDJポリスによる広報、福島県警との合同キャンペーン及び道の駅における沿岸6警察署合同キャンペーンについては、初めての取組である。期間中の交通事故発生状況については、発生件数は例年並であるが、取組重点とした、車線逸脱事故、飲酒事故及び高齢者事故については前年同期と比較し減少している。今後は、関係機関と連携し、夏休み明けの通学路の安全対策を推進するとともに、車線逸脱事故に関しては9月以降も発生が多いことから、一層対策を強化し死亡事故の抑止に努めていく。」旨の報告があった。</p>

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』
【 決 裁 事 項 】	<p>1 令和3年度留置管理業務「実地監査」の実施について 留置管理指導官から、令和3年度留置管理業務「実地監査」について、実施時期を令和3年10月12日から同年11月30日までとし、県下25警察署、27留置施設（仙台中央警察署及び若林警察署は男女留置施設）に対して実施する旨の説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>2 宮城県警察組織規則の一部改正について 警務課企画官から、警備部警備課に置く「宮城県警察東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室」の解消に伴い、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の改正について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>3 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく重傷病給付金の裁定（案）について 犯罪被害者支援室長から、傷害事件に係る、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく重傷病給付金支給裁定（案）について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>4 訴訟事件の発生及び代理人の指定について 監察課管理官から、運転免許効力停止処分取消請求控訴事件の発生及び代理人の指定について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>5 審査請求の受理について（2件） 監察課管理官から、運転免許証更新処分に係る審査請求の受理及び運転免許取消処分に係る審査請求の受理について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>6 警察職員等の援助要求の取り下げ等について 警備課管理官から、警察職員等の援助要求の取り下げ等について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>7 警察職員等の援助要求の派遣期間の変更に対する同意について 警備課管理官から、警察職員等の援助要求の派遣期間の変更に対する同意について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>8 審査請求書の受理、弁明書の作成及び個人情報保護審査会への諮問について 総務課企画官から、令和3年8月4日受理の個人情報部分開示決定に対する審査請求の受理、弁明書の作成及び個人情報保護審査会への諮問について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>9 個人情報非訂正決定通知案について 公安委員会補佐室課長補佐から、公安委員会苦情に係る個人情報訂正請求の個人情報非訂正決定通知案について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p>10 個人情報非利用停止決定通知案について 公安委員会補佐室課長補佐から、公安委員会苦情に係る個人情報利用停止請求の個人情報非利用停止決定通知案について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p>

11 公安委員会苦情の受理について（2件）

公安委員会補佐室課長補佐から、警察署の警察官の対応に係る公安委員会苦情（2件）の受理について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。

12 公安委員会苦情の調査結果及び通知案について

公安委員会補佐室課長補佐から、警察署の警察官の対応に係る公安委員会苦情の調査結果及び通知案について説明がなされ、次回の公安委員会において審議することとした。

13 警察署協議会委員の委嘱替えに伴う候補者の推薦について

公安委員会補佐室課長補佐から、「警察署協議会委員については、警察署協議会条例（平成13年条例第6号）により任期2年（2回まで再任可能）となっており、現在の委員は令和3年9月30日で任期が満了することから、各警察署長から推薦のあった候補者を新たに委嘱する。」旨の説明があり、審議の上、決裁が行われた。

14 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等

交通聴聞官から、運転免許取消処分に係る意見の聴取等の結果17件の報告と説明があり、審議の上、量定が行われた。

【報告事項】

1 令和3年度行政監査の実施について

会計課監査室長から、令和3年度行政監査の実施について、報告があった。

2 警察に対する苦情について（令和3年7月末現在）

相談調査官から、警察に対する苦情事案（令和3年7月中終結報告分）について、報告があった。

3 7月中におけるストーカー規制法に基づく「禁止命令」の実施結果について

県民安全対策課人身安全対策官から、7月中におけるストーカー規制法に基づく「禁止命令」の実施結果について、報告があった。

4 7月中におけるストーカー規制法に基づく「禁止命令等延長処分」の実施結果について

県民安全対策課人身安全対策官から、7月中におけるストーカー規制法に基づく「禁止命令等延長処分」の実施結果について、報告があった。

5 7月中におけるストーカー規制法に基づく「警告」の実施結果について

県民安全対策課人身安全対策官から、7月中におけるストーカー規制法に基づく「警告」の実施結果について、報告があった。

6 「飲酒運転根絶活動推進委員」の活動概況について（令和3年上半期）

交通事故総合分析室長から、「令和3年上半期における飲酒運転根絶活動推進委員の活動概況は、街頭キャンペーン等の広報啓発活動が17回・67人、交通安全イベント参加等のその他活動が40回・98人となっている。今後も、地区交通安全協会等の関係機関と連携した活動、酒類提供飲食店やコンビニ店等への訪問活動の強化及び飲酒運転根絶署名活動の推進等を推進していく。」旨の報告があった。

7 交通規制の意思決定について（令和3年8月分）

交通規制課次長から、令和3年8月中における、交通規制の意思決定状況について報告があった。

8 公安条例許可申請について（令和3年7月分）

警備課管理官から、令和3年7月中における、公安条例許可申請状況について報告があった。

9 小型無人機等の飛行に関する通報書の受理について（令和3年第19号～第22号）

警備課管理官から、小型無人機等の飛行に関する通報書（令和3年第19号～第22号）の受理について報告があった。

10 個人情報訂正請求書の受理について

公安委員会補佐室課長補佐から、公安委員会苦情に係る個人情報訂正請求書の受理の報告があった。

11 個人情報利用停止請求書の受理について

公安委員会補佐室課長補佐から、公安委員会苦情に係る個人情報利用停止請求書の受理の報告があった。